

廃棄等費用積立制度

F A Q

2023年4月10日

電力広域的運営推進機関

再生可能エネルギー・国際部

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2022年5月2日
2.0版	第2章 2.2	・2-2-7 追加 (FIT 認定設備に係る外部積立金のシステム反映時期)	2023年4月10日
	第2章 2.4	・初版の 2-4-1 と 2-4-2 を入れ替え	

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	廃棄等費用積立制度に関する FAQ について.....	4
第2章	F A Q	5
2.1	廃棄等費用積立金の管理、算定.....	5
2.2	外部積立金の確認.....	7
2.3	廃棄等費用積立金の積立期間.....	9
2.4	外部積立金の取戻し等	10
2.5	参考資料	11

第1章 廃棄等費用積立制度に関する FAQ について

電力広域的運営推進機関（広域機関）では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、対象となる再生可能エネルギー発電設備の廃棄等費用積立金（外部積立金）を再エネ業務統合システム（システム）で管理いたします。

本 FAQ は、外部積立金の制度運用に関するご質問と回答をとりまとめたものです。ご一読いただければ幸いです。

第2章 F A Q

2.1 廃棄等費用積立金の管理、算定

2-1-1	当該制度の積立金は、誰がどのように積立てるものですか。
<p>10kW 以上の太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定を受ける F I T ・ F I P 認定事業者は、調達期間／交付期間終了の 10 年前から、原則として広域機関に廃棄等費用の積立（外部積立）を行う必要があります。</p> <p>ただし、法が定める要件を満たせば、例外的に、外部積立ではなく認定事業者で積立（内部積立）を行うことも可能です。</p>	

2-1-2	内部積立とは何でしょうか。
<p>内部積立の詳細は「廃棄等費用積立ガイドライン」をご確認ください。</p> <p>内部積立をご希望の際は、必要に応じて資源エネルギー庁へ事前相談の上、「再生可能エネルギー電子申請」にて認定申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー電子申請 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html ・内部積立の事前相談 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/naibu_tumitate_soudan.pdf 	

2-1-3	毎月の外部積立金の算定は誰が行うのかご教示ください。
<p>外部積立は、対象設備の毎月の供給電気量に経済産業大臣が決定・公表する認定年度毎の解体等積立基準額（kWh 当たりの単価）を乗じた金額を外部積立金とし、FIT・FIP 交付金から外部積立金を控除することで源泉徴収的に積立を行うこととなります。</p> <p>FIT 認定設備においては、買取義務者が外部積立金額を算定し、広域機関が算定結果を確認いたします。FIP 認定設備においては、広域機関が外部積立金額を算定いたします。</p> <p>詳細は、資源エネルギー庁が公開している「廃棄等費用積立ガイドライン」をご参照ください。</p>	

2-1-3	外部積立金は、太陽光発電設備の解体撤去費用を全額賄うことができるのでしょうか。
<p>外部積立金の単価(円/kWh)は、経済産業大臣が解体撤去工事費用の実態を調査し決定した平均的単価であり、必ずしも設備により異なる解体撤去費用の全額を賄うことを保証するものではありません。解体撤去工事の実施に不足する金額は、各事業者にご負担いただくこととなります。</p>	

2-1-4	外部積立金の取戻しの際は、利息は考慮されますか。
<p>外部積立金の取戻しには、利息は付さないこととなります。</p>	

2-1-5	一時調達契約の FIP 設備は、どのように積み立てるのでしょうか。
<p>一時調達契約においても、契約の買取義務者（一般送配電事業者等）を経由して認定事業者が広域機関に積み立てる必要があります。</p>	

2.2 外部積立金の確認

2-2-1	外部積立金額は、どのようにして確認できますか。
<p>広域機関のシステムに外部積立対象設備の認定事業者が事業者情報登録を行うことで、認定設備毎の外部積立金額をシステム上で確認できます。</p> <p>なお、<u>外部積立金額の確認は、対象設備の外部積立金が FIT・FIP 交付金算定の上で控除され、システムに反映された月から実施することができます。</u></p> <p>FIP 認定設備の外部積立金は、対象年月の FIP 交付金が交付された後にシステムに反映されます。</p> <p>対象年月と交付日の関係は、広域機関ウェブサイト「再エネ関係の方／お知らせ／FIT/FIP 業務運用スケジュール／FIP 交付金業務（FIP 交付金業務 業務運用スケジュール）」をご確認ください。</p> <p>FIT 認定設備の外部積立金がシステムに反映される時期は「2-2-7」をご確認ください。</p>	
2-2-2	外部積立金額を確認するため、認定事業者以外の者（買取義務者等）がシステムに事業者情報登録することは可能ですか。
<p>外部積立を行う認定設備に対する事業者情報は、当該設備の認定事業者のみシステムへ登録可能です。</p> <p>事業者情報登録申請の審査の際に、資源エネルギー庁の認定設備情報と照会して確認します。</p>	
2-2-3	システムへの事業者情報登録に必要な条件（必要な書面等）をご教示ください。
<p>システムへの事業者情報登録の際、事業者名、住所、電話番号、取戻金の受取口座情報、システムを利用するユーザ情報及び認定設備の情報等を登録ください。</p> <p>その他必要な資料等の詳細については、広域機関のウェブサイト「再エネ関係の方／FIP 制度／事業者情報新規登録・変更手続き」をご確認ください。</p>	
2-2-4	システムへの事業者登録について、期限はありますか。
<p>外部積立に関しては、特に期限はありません。</p> <p>事業者において、外部積立金額の確認や外部積立金の取戻しをする際には登録が必要になります。</p>	

2-2-5	外部積立金の残高証明書の発行は可能ですか。また、発行する場合に手数料は必要ですか。
<p>広域機関のシステムから、事業者の操作により「残高確認書」を取得することができます。手数料は不要です。</p>	

2-2-6	監査法人に提出するため、公印が押印された残高証明書を発行していただきたいのですが、ご対応いただけますか。
<p>個別に対応します。郵送までに一定のお時間を頂戴しますので、何卒ご了承ください。</p>	

2-2-7	FIT 認定設備の積立開始以降で、外部積立金が再エネ業務統合システムに反映されていない場合がありますか。
<p>外部積立金がシステムに反映される時期は、通常、FIT 電気の買取年月の約 4～5 か月後になります。このため、この間はシステムに反映されませんが、最終的には反映されます。</p> <p>例えば 2023 年 1 月供給分の FIT 交付金から外部積立金を控除する場合、当該外部積立金がシステムに反映される時期は、最速で同年 5 月上旬、遅い場合は同年 6 月上旬となります。</p> <p>なお、外部積立金がシステムに反映されるまでに一定期間を要する理由は以下のとおりです。</p> <p>FIT 設備の外部積立金は、広域機関が買取義務者に対して FIT 交付金を支払う段階で、FIT 交付金から源泉徴収的に広域機関に積み立てられ、同時に、外部積立金としてシステムに反映されます。</p> <p>買取義務者は FIT 電気の買取実績をもとに広域機関に FIT 交付金を申請し、広域機関で申請内容を審査するため、買取義務者が外部積立金を控除して認定事業者に FIT 電気の対価を支払う時期と広域機関が外部積立金を FIT 交付金から控除して積み立てる時期は一致せず、一定期間を要します。</p> <p>FIT 電気の買取年月とシステムに外部積立金が反映される時期（FIT 交付金交付日）の具体的な時期関係については、「広域機関ウェブサイト／再エネ関係の方／お知らせ／FIT/FIP 業務運用スケジュール／FIT 交付金業務（FIT 交付金業務 業務運用スケジュール）」をご確認ください。</p>	

2.3 廃棄等費用積立金の積立期間

2-3-1	廃棄等費用の積立期間は、調達期間・交付期間終了前の 10 年間しか設定できませんか。
<p>外部積立の積立期間は、調達期間・交付期間終了前の 10 年間と定めております。また、内部積立の開始時期は 10 年以前で可能ですが、調達期間・交付期間終了前の 10 年からは外部積立と同じ水準以上積立られていることが要件になると認識しております。</p> <p>詳細は、資源エネルギー庁の「廃棄等費用積立ガイドライン」などをご確認ください。</p>	

2-3-2	外部積立が開始される発電設備について、広域機関から買取義務者および認定事業者へ事前通知がありますか。
<p>広域機関では、FIT 電気の買取義務者と認定事業者の間で締結される特定契約の情報を持たない（買取義務者と認定設備の紐づけができない）ことから、買取義務者に事前に通知することはできません。ただし、FIT 交付金の申請をいただいた際には、対象の発電設備の外部積立金額が適切に算定されていることを確認します。</p> <p>FIT 認定事業者においては、積立開始時期は買取義務者にご確認ください。</p>	

2.4 外部積立金の取戻し等

2-4-1	どのような場合に外部積立金を取り戻すことができますか。
<p>外部積立金がある認定設備の全部または一部を解体・撤去する等の場合に、外部積立金を取戻すことができます。</p> <p>詳細な条件については、資源エネルギー庁の「廃棄等費用積立ガイドライン」をご確認ください。</p>	

2-4-2	どのような手続きで外部積立金を取り戻すことができますか。
<p>外部積立金を取戻すためには、広域機関のシステムで取戻申請を行う必要があります。取戻申請には、取戻申請者の印鑑証明書、太陽光発電設備の解体撤去費用が確認できる書面（契約書の写し等）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）等のシステム上へのアップロードが必要です。</p> <p>申請内容に対して広域機関で審査を行い、問題が無ければ取戻が可能です。なお、広域機関による審査には一定の時間を要します。</p> <p>手続きの詳細は、広域機関ウェブサイト「再エネ関係の方／各種資料／事業者様向け業務マニュアル（FIP・廃棄等費用積立金）」をご確認ください。</p>	

2.5 参考資料

① **太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について**

(令和3年9月17日 資源エネルギー庁)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fip_2020/fip_document03.pdf

② **廃棄等費用積立ガイドライン**

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf